

第5回（仮称）市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議 次第

日 時：平成23年12月13日（火）
午後2時00分～

場 所：白井市 保健福祉センター
3階 団体活動室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

1. 白井市の市民参加・協働の現状と課題のまとめ
2. （仮称）市民参加・協働のまちづくりプランによって目指す姿について

4 閉 会

資料1

(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン
(たたき台)

目次

第1章 プラン策定の背景 ～今、なぜ市民参加・協働なのか～

1. 策定の背景

- (1) 市民ニーズの多様化・高度化
- (2) 安全・安心への関心の高まり
- (3) 社会経済情勢の変化と厳しい財政状況
- (4) 新しい公共空間の形成と公共サービスの担い手の台頭
- (5) 市民自治のまちづくりの構築

第2章 プランの基本方針

1. 策定の目的と位置付け～市民参加・協働を計画的に推進するための指針として～

- (1) 白井市の市民参加・協働の現状と課題を明らかにする
- (2) 白井市の市民参加・協働の理解と推進
- (3) 第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画上の事業の推進
- (4) 市民参加・協働推進体制づくり

2. 計画期間

第3章 白井市の市民参加・協働の現状と課題

1. 白井市の市民参加・協働の現状

- (1) 市民の取り組み
- (2) 市民の意識
- (3) 市の市民参加・協働の取り組み

2. 白井市の市民参加・協働の課題

- (1) 市・行政への市民参加の課題について
- (2) 地域コミュニティへの市民参加の課題について
- (3) 協働のしくみへの市民参加の課題について

第4章 プランの策定と白井市の目指す姿 **12/13検討**

1. 白井市の目指す姿 **12/13検討**

2. 白井市が目指す市民参加・協働とは **参考資料提示**

- (1) 市民参加・協働の定義 **(市民参加条例を引用)**
- (2) 市民参加・協働の効果 **参考資料提示**
- (3) 協働の領域 **参考資料提示**
- (4) 協働に適した分野や事業 **参考資料提示**

(5) 協働の形態

3. 協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割 **参考資料提示**

- (1) 市民一人ひとりの役割
- (2) 地域コミュニティの役割
- (3) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO）の役割
- (4) 事業者の役割
- (5) 市の役割

第5章 プランの構成とプランの展開 **12/22検討**

1. 施策体系と推進方針 **12/22検討**

2. プランの推進施策 **12/22検討**

3. 白井市第4次総合計画後期基本計画第一次実施計画における
市民参加・協働の概要 **(市が策定)**

第6章 市民参加・協働を着実に進めるためには **12/22検討**

- ・行政への市民参加を広げるための大きなしくみ
- ・地域で協働をすすめるための大きなしくみ
- ・市民参加・協働を更にすすめるための大きなしくみ
- ・市民参加・協働の評価

第1章 プラン策定の背景 ～今、なぜ市民参加・協働なのか～

平成12（2000）年に、地方分権一括法が施行されたことにより、自治体は、自らの責任と判断のもと、地域や住民のニーズに主体的に対応していかなければなりません。

地方分権を進めるためには、自治体としての政策能力の向上はもとより、住民が主体的、自律的に物事を考え、決定し、行動する住民自治をどれだけ確立し、発展させていくのかが重要となっています。

1. 策定の背景

（1）市民ニーズの多様化・高度化

成熟化社会を迎え、市民のライフスタイル（生活様式）や価値観の変化に伴い、物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、十分に市民のニーズ（要望）に対応できなくなってきました。

また、核家族化などの要因により、以前は家族で完結していたような子育てや介護がその中で完結できず、行政に委ねられたことにより、行政需要も拡大しています。

（2）安全・安心への関心の高まり

3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い人命が失われました。災害から自分の身や大切な家族、近隣の人たちを守るためには、住民一人ひとりが自らの身を守る「自助」や地域で助け合う「共助」が欠かせません。

東日本大震災や阪神・淡路大震災により、自主的な防災意識や自治会・地域の役割の重要性が再認識されています。

また、近年の犯罪の増加傾向に伴い、市民の安心な暮らしに対する要求も高まっています。これからは、自治会や市民団体などと連携協力して防犯体制を構築するための仕組みづくりが必要となっています。

(3) 社会経済情勢の変化と厳しい財政状況

少子・高齢化や情報化の進展、環境問題の深刻化などの社会環境の大きな変化により、白井市は、多くの社会的な課題や地域課題に直面しています。

また、長引く経済の低迷や団塊世代の大量退職などにより、白井市は厳しい財政運営を求められています。

このような状況においては、従来の右肩上がりの高度経済成長期のように、行政だけが単独でこれらの課題のすべてに対応していくことが難しくなっています。

(白井市財政の推移データグラフ作成中)



昭和50年 平成2年 平成12年 平成17年 平成23年 平成27年 平成37年
(1980年) (1990年) (2000年) (2005年) (2011年) (2015年) (2025年)

出典：白井市の年齢構成（平成27年以降は推定） 凡例は追加

(4) 新しい公共空間の形成と公共サービスの担い手

これまでの行政は、右肩上がりの経済成長を背景に「公共サービス(*1)＝行政サービス(*2)」を前提として、核家族化の進展などによって、以前は地域や家庭で完結していた子育てや介護などの問題解決のため行政がサービスの担い手として事業を展開したことから、「公共」の領域は拡大し続けてきました。

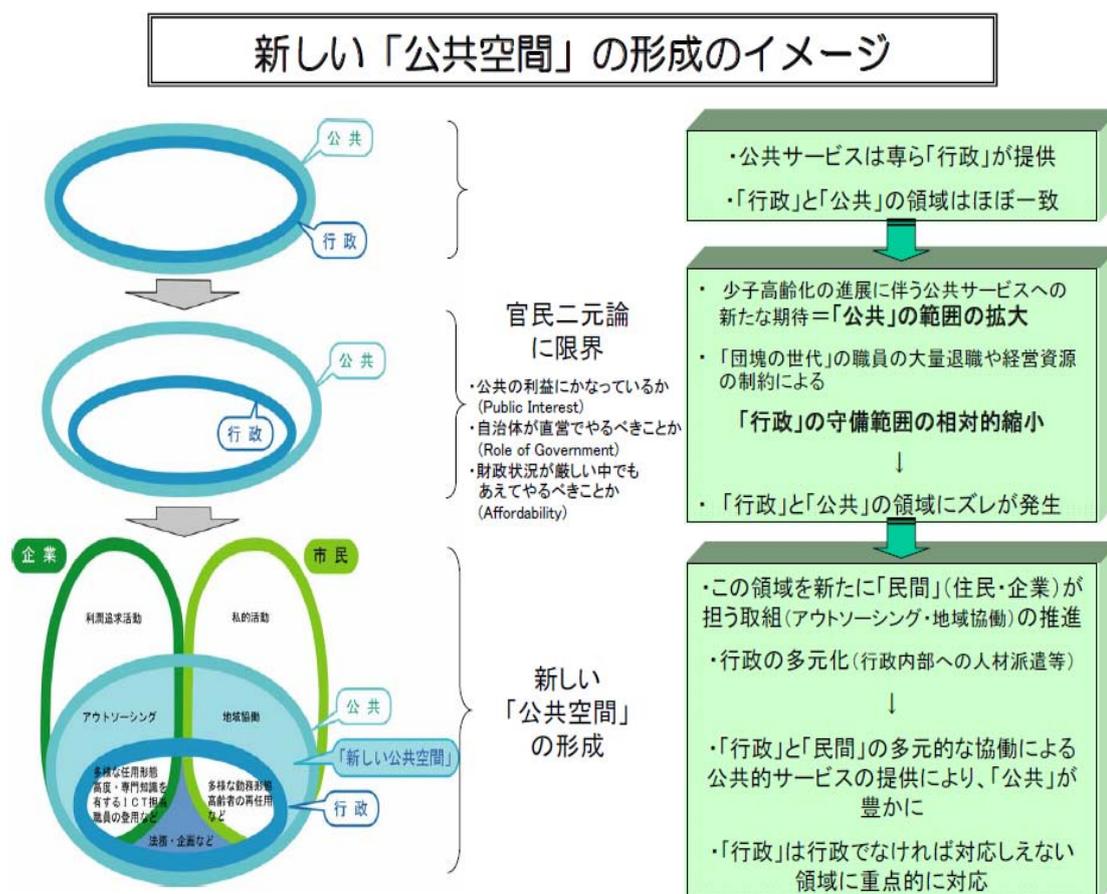
最近の市政を取り巻く環境は、少子化に伴う子育て支援や高齢者福祉・介

護への要求の高まり、生活の質や自然環境への関心の高まりなど大きく変化しており、この流れの中で市民ニーズも複雑・多岐にわたるものとなっています。

しかし、近年の社会状況の変化による限られた財源の中で、公平・画一的な行政サービスで多様な市民ニーズに対応できる「公共」の領域が相対的に縮小してきており、拡大する「公共」の領域と行政が提供できるサービスの領域にズレが生じてきています。このズレが「新しい公共空間」です。

一方、市民やNPO法人などがいろいろな分野で活発に活動しており、それに比例してまちづくりへの参加意識が高まっています。

このような中、従来のように、行政単独で公共サービスを担うのではなく、市民や市民団体などの様々な主体がそれぞれの特性を活かした適切な役割分担によって、公共サービスを行政と共に支えていく仕組みづくりが必要となるとともに、自治会をはじめとする地域コミュニティや、NPOやボランティア団体などの市民活動団体、事業者等の様々なまちづくりの主体は、ますますこの「新しい公共空間」の担い手として、期待されています。



出典：総務省（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会）『分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—』（平成17年3月）

※NPO…Non（非）-Profit（利益）-Organization（組織）の略で、営利を目的としないで、社会的使命（ミッション）の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれています。法人格の有無は問いません。

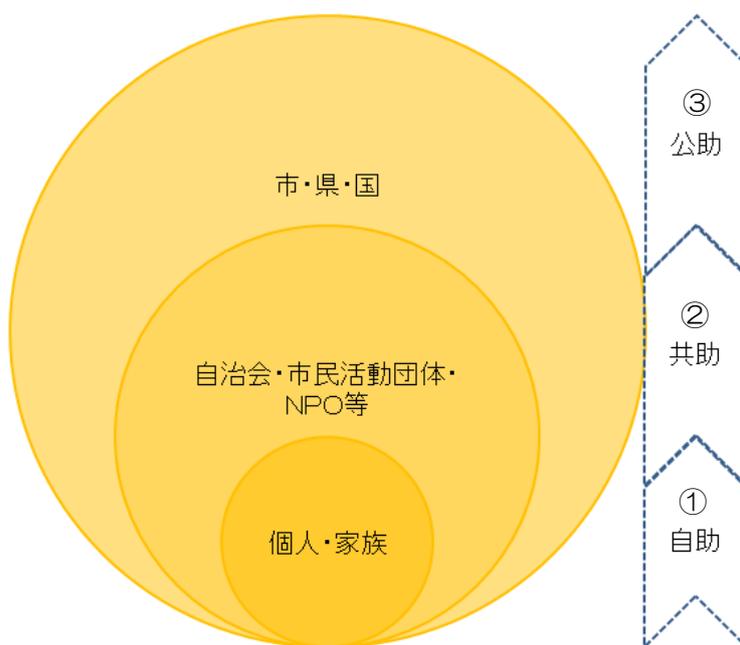
(5) 市民自治のまちづくりの構築

東日本大震災や阪神・淡路大震災を契機に、地域活動やボランティア活動、市民活動などへの市民の地域活動や市民活動への参加意識が高まり日本各地で、新しい公共を担う組織が出現しており、東日本大震災では、避難所の運営や復興まちづくり計画などで果たした役割は非常に大きなものでした。

こうした様々な活動を行うまちづくりの主体は、地域社会での新たな公共サービスの担い手として注目されるとともに、このような取り組みを通じて、個々の市民の間に「自分達のまちのことは、自分達で決める」という意識が高まりつつあります。

地方分権が進む中で、自治体は、市民主権の市民自治のまちづくりを構築することが求められており、また、市民自身も主体的に対応し、自身や家族では対応できない問題は、地域や市民団体と一緒に、それでも対応できない場合は、市、県、国といった行政と一緒に問題の解決を図り、より豊かな市民生活を獲得することが求められています。

市民参加・協働のまちづくりのイメージ



個人（家庭）が自立した生活を送ることを基本として、援助の必要な身近な課題は、地域や社会的な使命を持った市民活動が支え、これらの活動では解決の難しい課題や非効率なものについては行政が担うまちづくりのイメージ

- ① 個人や家庭（家族）でできることは、個人や家庭で解決する（自助）。
- ② 個人や家庭で解決できないときは、地域あるいは市民活動団体（NPO）などと連携して解決にあたる（共助）。
- ③ ①や②で、どうしても解決できない問題について、問題解決のため自治体などと連携して解決にあたる（公助）。

第2章 プランの基本方針

白井市では、これまで市民参加条例などのルールや推進組織づくりとともに、「第4次総合計画」(平成18年～27年度)の10年間において、市民参加・協働の視点により各種の施策や事業を推進しているところですが、次のような社会潮流により、今後さらに市民参加・協働を推進するための取り組みと環境づくりが求められるようになってきています。

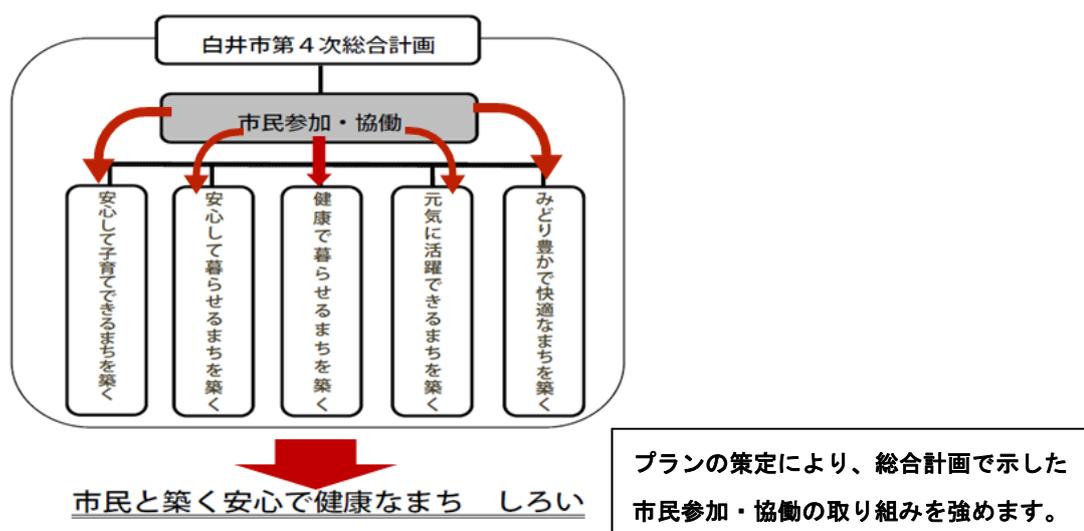
1. 策定の目的と位置付け

～市民参加・協働を計画的に推進するための指針として～

本市では、平成18年度から平成27年度までの10年間の第4次白井市総合計画を策定し、その中間年度である平成23年度から第4次総合計画後期基本計画を実行しています。

第4次総合計画後期基本計画では、市の将来像である「市民と築く安心して健康なまち しろい」を実現するための様々な施策や事業を展開しており、後期基本計画を推進するために「市民参加・協働」が求められています。

そこで、市では、以下の4つの目的を実行するため、(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランを策定し、第4次総合計画における具体的な事業を「市民参加・協働」の視点で捉え、これらの事業を市民参加・協働による事業として推進していくための「道しるべ(ロードマップ)」として位置付けます。



図：プランによる総合計画推進のイメージ

(1) 白井市の市民参加・協働の現状と課題を明らかにする

白井市は、平成16年の市民参加条例の施行により、行政への市民参加の取り組みを条例に基づき実施してきました。

また、社会環境の変化と市民のニーズに対処するために、市民参加・協働の視点が必要であるとして、情報発信、体制づくり、拠点づくり、ルールづくり、財政支援の観点から市民参加・協働による各事業展開を進めてきました。

これから、市民参加・協働を計画的に実施し、更に市民参加・協働を進めるためには、まず、現在実施している施策における現状と課題を知ることが必要です。

(2) 白井市の市民参加・協働の理解と推進

市民が行政や地域に参加すること、市民と行政との協働、または市民同士の協働は、参加や協働すること自体が目的ではありません。様々な主体が協働することによって、より良い公共サービスを提供することが目的です。

このプランを策定し、協働に対する理解を深め、計画的に協働を推進及び実践することにより、住み良い豊かな地域社会が実現できるものと考えています。

また、市民の行政への参加や市民と行政の協働などが活発に行われることで、市民と行政が互いに異なる考え方や手法を学ぶ機会を得ることになり、市における事業の見直しや市職員の意識改革につなげます。

(3) 第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画上の事業の推進

白井市では、本年度（平成23年度）から市民参加・協働の観点に基づき策定した後期基本計画の第1次実施計画によるまちづくりを進めています。

第1次実施計画の全ての事業を市民参加・協働の視点で洗い出しを行い、どのような市民参加・協働が必要であるかを、市民、市の双方に明らかにすることで、これからの事業の実施にあたり、市民参加・協働の視点による実施計画の実効性を高めるとともに、市民が市民参加・協働の視点から事業に関与できるしくみの構築を目指します。

(4) 協働推進体制づくり

このプランは、協働の基本的な考え方、地域コミュニティや市民活動団体など公共の担い手となる組織（又は団体）への活動支援や環境整備、協働による事業のあり方など、地域社会を支える担い手の育成と地域社会における協働推進体制の土壌づくりに主眼を置いています。

市民と行政双方が、これまでの行政主導や行政依存のまちづくりから協働という視点に意識変革するには、一定の時間と費用も必要となります。このプランでは、「市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が行政に参加」する「市民参加」と「地域社会において、市民が参加する多様な主体が公共的なサービスを協力して行う状態」である「住民自治」に焦点を絞り、具体的な進め方を示すことにしています。



プラン基本方針と構成イメージ

2. 計画期間

第4次総合計画は、平成18年(2006)年度を初年度とし平成27(2015)年度を目標年度とする10ヵ年度計画です。

このプランの計画期間は、第4次総合計画後期基本計画と整合性を図り、平成24年(2012年)度から平成27年(2015年)度までを実施の目途とします。

プランの見直しについては、今後の協働の取り組み状況や社会情勢等を踏まえ、後期本計画第1次実施計画上の事業については、第2次実施計画の初年度にあたる平成26年(2014年)を目途に見直します。

また、プランの推進施策などについては、市が毎年実施する事務事業評価と併せて評価し見直します。

第3章 白井市の市民参加・協働の現状と課題

白井市の市民参加・協働の現状と課題について次の通り整理しました。

1. 白井市の市民参加・協働の現状

(1) 市民の取り組み

自治会や地区社会福祉協議会などは、地域での取り組みとして、防災・防犯や地域福祉、住民同士の交流など各種のイベントを実施する一方、高齢者や防犯など広域的な地域課題について対応するため、一部の自治会では、小学校区単位での自治会長の話し合いを開催しています。

また、市民団体や NPO などは、環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流などさまざまなテーマで、専門性を活かした市民による公益的な市民活動の取り組みを広げています。

これらの取り組みを通じて、市民の中には、「市民自らが地域の課題を考え主体的に解決していく」という意識が高まりつつあるとともに、地域におけるまちづくりの必要性が認識されつつあります。

【主な市民の取り組み】

自治会・町会等 (地縁組織)	<p>住み良い地域社会を目指し、市内それぞれで活動している。 平成 23 年 12 月現在 93 の自治会・町会・区・管理組合が結成されており会員世帯数は 15,758 世帯で、加入率は全体で約 67.8%です。</p> <p>【主な活動】 ①生活の場をみんなでよくする活動、②交流・ふれあいの場づくり、③地域課題の解決に向けた活動、④行政との協働への活動など</p>
自治会連絡協議会	<p>地域の課題解決に向けて一部の自治会では、地域における自治会の連絡協議会を設置し、地域の情報を共有し、連携して夏祭りなどのイベントや地域の防犯・清掃活動に取り組んでいます。</p> <p>【主な活動】 防災・防犯など。</p>
地区社会福祉協議会	<p>少子高齢化等さまざまな福祉ニーズに corres 応するため、市内 7 地区に分けて、地域の実情にあった地域福祉を推進している。</p> <p>【主な活動】 ふれあい食事会、いきいきサロン、子育て支援など。</p>
PTA 子ども会活動	<p>市内の小中学校それぞれの PTA 活動は学校の活動のみならず、地域の防犯活動や市や様々な団体と連携して子ども事業に取り組んでいます。</p>

	<p>また、子ども会活動を通じて、地域の子どもの教育を担っています。</p> <p>【主な活動】 防犯、子どもの見守りなど。</p>
市民活動団体	<p>市民の自発性・自立性に基づいて、広く社会一般の利益を目的とした(公益的)活動を継続的に行っている団体で、平成23年12月現在、市民活動推進センターに53団体が登録しています。</p> <p>【主な活動】 福祉、まちづくり、環境、国際協力など。</p>
市民個人	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が個人的に行うボランティア活動 <p>【主な活動】防犯活動や福祉活動、清掃・美化活動など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市等が委嘱し、市民が市等へ事業協力をを行い、社会貢献活動を実践する活動 <p>【主な活動】民生委員・児童委員、防犯指導員、生活環境指導員、食生活改善推進員、母子保健推進員、など</p>

(2) 市民の意識

平成 20 年に実施した「健康に関するアンケート」、平成 21 年に実施した「第 12 回住民意識調査」、平成 22 年に実施した「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査」における市民の市民活動への関心についてのアンケートから、明らかになっていることとして、自治会を中心とした地縁活動とゴミ拾いなどの活動事業については、活動の参加経験者が非常に多いことがわかります。

しかし、その一方で、過去に活動していたものの、現在活動をしていないという人も、非常に多い傾向にあることも明らかになっています。

白井市の約 8 割の自治会等で、会長などの役員の任期が 1 年であることから推測されることとして、自治会役員などの任期の間は活動を実施するものの役員を退くと自治会活動自体に積極的に参加しなくなることが考えられます。

また、意識として、市民活動の分野については、非常に大切であるという意識をもつ市民が多い一方で、活動をしている人は、自治会等の地縁団体を除く市民活動については参加自体が総じて非常に少ないことがわかります。

世代ごとの市民活動の参加を見ると、年齢が高齢であるほど市民活動を経験した人が多く、若い人ほど少ないことがわかります。それぞれの市民活動ではシニア層が中心である傾向が表れています。

なお、それぞれのアンケートの結果は以下のとおりです。

※アンケートの個々の設問等は付加します。

① 健康に関するアンケート調査

健康に関するアンケート調査

調査地域：白井市全域

調査対象：白井市在住の 20 歳以上の男女 2,000 人

抽出方法：平成 20 年 11 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査時期：平成 20 年 11 月 14 日～12 月 3 日

実施主体：白井市

回収状況：回収数（回収率）1,220（61.0%）

しろい健康プランの策定にあたり、20 歳以上の男女 2,000 人を対象に実施した「健康に関するアンケート調査(平成 20 年 11 月)」の結果から、次のような実態を把握できます。

【地域活動の状況について】

地域活動の状況は、いずれも「活動していない」が高く、中でも、ボランティア・NPO・市民活動は、77.9%となっている。

一方、「活動している」と「たまに活動している」を合わせ活動している人は、地縁的な活動が28.8%で高く、スポーツ・趣味・娯楽活動が21.5%、ボランティア・NPO・市民活動が15.4%となっている。

性／年齢別で見ると、地域活動について「活動している」「たまに活動している」を合わせると、男性の70歳以上と女性の40歳～49歳で約4割と高くなっている。一方、「活動していない」は、男性の20歳～39歳で約9割、女性の20歳～29歳で8割台半ばと高い。

また、ボランティア・NPO・市民活動においては、性別では、特に大きな違いはみられないが、「活動している」「たまに活動している」を合わせると、男性の70歳以上、女性の60歳～69歳、男性の40歳～49歳は比較的高く2割を超える。一方、「活動していない」は、女性の20歳～29歳で9割を超え、男性の30歳～39歳で約9割と高い。

【地域の取り組みに関する考え方について】

地域の取り組みに関する考え方で、「大切と思う」は、地域の人々のつながりが74.3%で最も高く、次いで、地域の支えあい活動が54.4%となっている。

② 第12回住民意識調査(抜粋)

第12回住民意識調査

調査地域：白井市全域

調査対象：白井市在住の18歳以上の男女2,500人

抽出方法：平成21年6月1日現在の住民基本台帳・住民登録原票から無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査時期：平成21年6月20日～7月7日

実施主体：白井市

回収状況：回収数(回収率)1,358(54.3%)

第4次総合計画後期基本計画の策定にあたり、20歳以上の男女2,500人を対象に実施した「住民意識調査(平成21年6月)」の結果から、次のような実態を把握できます。

【市民参加のまちづくりに必要な取り組みについて】

必要な取り組みとしては、「市民からの意見・提案を市の取り組みに十分に反映させる仕組みの推進」(46.4%)が最も高く、次に。「市長と市民との直接対話の機会の充実」(26.4%)、「市の情報公開制度の推進」(24.4%)、「市職員と市民の情報交換・情報共有の場の充実」(23.2%)となっている。

【市民活動の参加状況について】

既に取り組んでいる活動として割合が高いものは、「ゴミ拾い運動」(20.9%)、「近所同士のあいさつ等の啓発活動」(19.9%)であり、今後取り組みたい活動として割合が高いものは、「震災等による非常事態時の活動」(30.9%)、「高齢者や障がいのある人への支援活動」(27.2%)である。また、取り組みたくない活動として割合が高いものは、「公共施設の落書き消し」(19.4%)、「道路の路肩等の草刈」(19.0%)となっている。

【市民活動の取り組み主体について】

市民中心の活動として割合が高いものは、「近所同士のあいさつ等の啓発活動」(53.9%)、「ゴミ拾い活動」(29.5%)である。

一方、市役所中心の活動として割合が高いものは、「各センターの運営」(36.2%)、「公園の管理」(35.9%)である。

また、市民と市役所とが協働で取り組むべき活動として割合が高いものは、「防災活動」(54.3%)、「震災等による非常事態時の活動」(52.2%)、「高齢者や障がいのある人への支援活動」(51.3%)となっている。

③ 第5期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査(抜粋)

第5期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査

調査地域：白井市全域

調査対象：白井市在住の40歳以上65歳未満の男女2,000人

抽出方法：平成23年1月1日現在の住民基本台帳・住民登録原票から無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査時期：平成23年1月31日～2月18日

実施主体：白井市

回収状況：回収数(回収率)1,225(61.7%)

第5期高齢者福祉計画・介護保険計画策定にあたり、40歳以上65歳未満の男女2,000人を対象に実施した「第5期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査(平成23年4月)」の結果から、次のような実態を把握できる。

【参加状況】

回答者の各種活動への参加状況で、それぞれ最も多い回答は次の通りです。

「自治会活動」は「参加したことがある」が46.4%ですが、「現在参加している」は21.8%に留まっています。

「PTA・子ども会・子どものスポーツクラブ活動」は「参加したことがある」が44.7%で最も多く、「参加したことはない」(38.7%)が僅かの差で続いています。

「経済団体(商工会、農協等)」以降の「消費者団体」「市民活動団体」は、すべて「参加したことはない」が最も多くなっています。また、全体の回答傾向と地域での回答傾向は一致しており、差異はありませんでした。

【今後の参加意向】

各種活動への今後の参加意向は、「趣味のサークル活動」(46.4%)、「スポーツ・レクリエーション活動」(44.1%)、「健康づくりの活動」(45.0%)で「参加したい」が最も多くなっています。

「参加したいと思わない」が多かったのは、「PTA・子ども会・子どものスポーツクラブ活動」(38.8%)、「経済団体(商工会、農協等)」(46.9%)、「消費者団体(生協等)」(38.0%)です。

「わからない」が多かったのは、「自治会活動」(35.8%)、「市民活動(各種ボランティア、NPO等)」(42.0%)、「人材バンク(学校学習支援、県熟練技能者等)」(45.1%)となっています。

【高齢になったら参加したいと思っている地域活動】

「近所づきあい」が51.0%と最も多く、次いで「健康づくり講座」が44.5%、「文化教養講座」36.3%、「高齢者どうしの交流活動」27.5%、「地域スポーツクラブ」25.6%、「清掃・環境保全活動」25.2%、

「防災・防犯・交通安全活動」22.5%などが多くなっています。全体の回答傾向と地域での回答傾向は一致しており、差異はありません。

(3) 市民参加・協働の市の取り組み

白井市は、平成16年に市民参加条例を制定し、市民参加条例に基づき行政への市民参加の取り組みを実施してきました。

また、社会環境の変化と市民の要望に対処するために、市民参加・協働の視点が必要であるとして、下表のとおり情報発信、体制づくり、拠点づくり、ルールづくり、財政支援の観点から市民参加・協働を各事業として進めています。

情報発信	<ul style="list-style-type: none"> • 情報コーナーやホームページなどで行政情報を公開しています。 • 広報しろいを月2回発行し、新聞折り込みなどで各世帯に配布しています。 • 市議会のインターネット中継や出前講座の開催などによる市政情報を提供しています。 • 審議会などの会議は原則公開し、その会議録は情報公開コーナーなどで公開しています。 • ミニ懇談会などを通じ、市民や団体と市政運営に関する意見交換を実施しています。 • メールマガジンを通じて、様々な行政情報を迅速に分かりやすく提供しています。
体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 市民参加・協働を横断的・総合的に推進するため、平成16年度に「市民参加推進課」を設置し、更に、市民との協働を進めるため、平成23年度に「市民活動支援課」と改称し市民活動体制の強化を図っています。 • 第4次総合計画の推進の柱に市民参加・協働を総合的に進めるために位置付けて推進しています。 • 小学校区など広域なエリアで自治会等長の連絡組織を設置し、市民間での広域の連携意識を深め、地域課題に着目し、地域の活性化を進めるための意見交換の機会を提供しています。
拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 市民活動団体の拠点施設として、平成15年12月に「市民活動推進センター」を開設しています。 • 地区コミュニティの拠点となる複合機能を持ったコミュニティセンターなどの施設の整備をしています。

ルールづくり	
	<ul style="list-style-type: none">・ 市民主体のまちづくりを推進するため、平成16年3月に「まちづくり条例」を、平成16年6月に「市民参加条例」を施行し、市民参加の仕組みづくりを構築しています。
財政的支援	
	<ul style="list-style-type: none">・ 自治会・町会の活動に対して、情報提供や活動費補助など運営支援を実施しています。・ 公益活動を行う市民団体を支援するため、平成19年度に財政的な支援制度として「市民団体活動支援補助金」を創設（提案型）しています。

2. 白井市の市民参加・協働の課題

これまでの取り組みから、市民参加・協働を進める上で市民、市民活動団体、事業者、市のそれぞれの課題を整理すると、次の点に集約されます。

(1) 行政への市民参加の課題について

①情報公開と情報共有

市政やまちづくりについてのさまざまな情報が市民に公開、共有されることは、市民が参加・協働するために必要不可欠な前提条件ですが、現状では、市民にとって必要な情報の提供方法についての統一的なルールがないことや、情報の一元化が図れていないなどが指摘されています。

今後は、情報提供の方法について、分かりやすい仕組みをつくるとともに、情報の一元化と管理体制を構築する必要があります。

②市民参加制度の周知・啓発

アンケートや市の様々な事業の参加状況からも明らかですが、若い層を中心に市民参加制度や協働のまちづくりに関する関心度や参加状況が少ない状況ですので、今後とも制度の充実・改善に向け、市民意見の反映情報の発信や、制度の周知徹底を図る必要があります。

③市民参加する機会の拡充

平成16年に市民参加条例が制定されてから、7年が経過し、制度的に市民参加を実施しているところですが、今後もより広く市民意見を市政に反映できるよう、市民参加の機会を拡充するとともに、より多くの市民が市政に参加しやすい環境づくりを今後とも計画的に進めていく必要があります。

④市民と行政の役割分担

市が市民や事業者と市民参加・協働により事業を実施するにあたって、どの事業のどの部分において、どのように市民参加・協働するのかという議論と理解が双方において必要ですが、現状では、過去の経緯などから、双方ともに役割分担が不明瞭なまま事業を実施していることがあるので、市民がパートナーである前提のもとで、議論と役割分担を経て事業を実施する必要があります。

⑤職員の意識改革の推進とコーディネーターとなる職員の育成

職員全員に市民参加・協働によるまちづくりについて考え、行動することができるよう、今後とも職員研修会など通じて意識改革を進めるとともに、市民と市のネットワークの要となる協働のコーディネーターとして専門的な知識や技能を持った職員を育成する必要があります。

(2) 地域コミュニティへの市民参加の課題について

①コミュニティ意識の向上

価値観の多様化や少子高齢化の進展などに伴い、近年、コミュニティ意識の希薄化が問われており、自治組織などの会員コミュニティ意識の向上が求められています

②市民参加・協働意識の向上

行政に参加する市民の顔ぶれが同じで、また、市民活動に参加する市民の割合も低い傾向があることから、市民の参加・協働意識を高めることが求められています。

また、行政に参加する時は、市民は全体の利益を考えながら、参加することが求められています。

③協働のコーディネーターとなる市民の育成

市民と市のネットワークの要となり、協働のコーディネーターとなる専門的な知識や技能を持った市民を市民が育成することが求められています。

④地域経営の視点からの団体のつながり

地縁団体や市民公益活動団体は、お互いの情報交換や連携がまだまだ希薄な状態であることから、1つの解決策として、地域において自治会等を中心とした様々な団体が主体的に地域を経営するための団体のネットワーク化を進めることなどの地域の連携のための取り組みが求められています。

⑤自治組織の活性化

自治組織は、自らの地域を自らの活動で住み良い地域社会を構築するための基本的な組織ですが、コミュニティ意識の希薄化や会員等の高齢化などの理由により、それぞれの自治会の会員加入率は、年々減少傾向にあります。

今後の自治組織の活動は、より一層、時代のニーズに対応した自治組織の活性化が求められています。

また、従来の自治組織の区域を越えて、小学校区等の広域な区域において、まちづくりの観点から地域の中心的組織としての役割も求められています。

⑥事業者の地域コミュニティや市民活動への参加

事業者も地域の一員として地域コミュニティや各種市民団体、市との交流を深めることが求められており、事業者が地域に参加できる環境を整備する必要があります。

(3) 協働のしくみへの市民参加の課題について

①協働の仕組みづくり

近年、環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など、さまざまテーマにより専門性を活かした公益的な市民活動が増えてきており、今後は、市民との協働のまちづくりを進めるための総合的な仕組みづくりに取り組む必要があります。

②協働のモデルづくり

市民参加・協働については、様々な主体がそれぞれの主体性に基づいて参加することから、より多くの市民参加・協働の事業を実施することが大切です。そこで、市民、地域、事業者と市が市民参加・協働により事業を行い、効果が非常に高いと思われる防災などの事業をモデル的に実践し、双方が市民参加・協働の成功体験を重ねて、市民参加・協働の取り組みを増やすことで、市民、地域、事業者と市それぞれの協働の効果を実感する必要があります。

③市民活動推進センター機能の充実

市民活動の普及と自発的で公益的な活動団体の中核施設である「市民活動推進センター」の役割と機能の充実が求められており、今後は中間支援機能としての役割を担っていく必要があります。

また、対象の範囲についても、従来の市民団体だけではなく、個人、ボランティア団体や地域コミュニティ団体などの相互の連携機能を強化する必要があります。

④提案型協働事業の創設

協働と行政改革の観点から市が実施している事業について、民間事業者や市民団体等からの事業提案をしてもらい、その事業内容が実施できる場合は、その業務の公募を行い、費用対効果と協働の効果双方の観点から検討を行ったうえで、委託化を含めて、市の事業の範囲を見直す制度が必要です。

⑤協働の評価

協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準に沿って評価します。その評価に基づき見直しを行い、次の事業実施の計画づくりに役立てる取り組みが必要です。評価方法は、事業実施後の自己評価、相互評価及び第三者による評価も検討する必要があります。

第4章 プランの策定と白井市の目指す姿

白井市では、第4次総合計画において、「市民と築く安心で健康なまちしろい」を白井市の将来像として設定し、子どもから大人までまちのいたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちをイメージして、「つなげよう！人と笑顔、地域の輪」をサブスローガンとしています。

将来像を支える基本的な理念として、「市民が安心してやすらぐまち」「市民が健康で元気に活躍できるまち」「緑豊かで市民がうるおう美しいまち」と定め各事業を実施しています。

その各事業の実施にあたっては、地域主体の市民参加・協働によるまちづくりにより実現することとしています。

1. 白井市の目指す姿（未定 12月13日に議論）

これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、複雑化・高度化する市民ニーズや地域課題に十分対応できなくなってきています。その解決には、市民と行政、そして市民同士が協働して地域を支えていく仕組みづくりが必要となってきました。

白井市における市民参加・協働の現状と課題から導き出された将来像は、以下のとおりでした。本市を取り巻く環境やこの協働推進プランの目的や施策等を踏まえ、次のような将来像を目指します。

2. 白井市が目指す市民参加・協働とは

(1) 市民参加・協働の定義

白井市では、白井市市民参加条例により、市民参加・協働を以下のとおり定義しています。

市民参加・協働のいずれについても、市民と市が、それぞれの役割を認め合い、活かしながら、共通の目的である課題解決（まちづくり）に向けて協力する関係であるとしています。

市民参加

市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。

連携・協働

市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。

(白井市市民参加条例)

(2) 市民参加・協働の効果

市民が行政や地域に参加することや、市民と行政、また市民同士が協働することにより、次のような効果があると考えています。

①きめ細やかな対応と市民の満足度の向上

行政では対応できない多様で複雑化・高度化する市民ニーズにきめ細やかな公共サービスの提供が可能になり、市民の満足度も向上します。

また、様々なニーズを把握することができ、新しい公共サービスの創出や課題解決につなげることができます。

②住民自治の推進、地域力の向上

様々なまちづくりの主体が、より良い地域づくりを目指して主体的に地域課題の解決に携わり、自治意識や地域課題の解決能力の向上を図ることで、市民の参加意欲や活動の活性化、組織の水準を高めることも可能となります。また、担い手の育成、活動団体の自己目的の実現、活動範囲の拡大なども期待されます。

このように、様々な主体が共に力を出し合うことで地域社会を支える力が

高まり、住民自治の推進が期待されます。

③市民との信頼関係の構築

協働していくプロセス（過程）の中で、Plan（課題発見、計画）－Do（目的共有、実行）－See（点検、評価、見直し）という施策における評価サイクルの仕組みへの市民の参加が促進されることにより、市民がまちづくりの主体としての認識を高めていくとともに、まちづくりに関する情報を共有することで、市民との相互理解と信頼関係の向上が図られます。

④行政機能の見直し

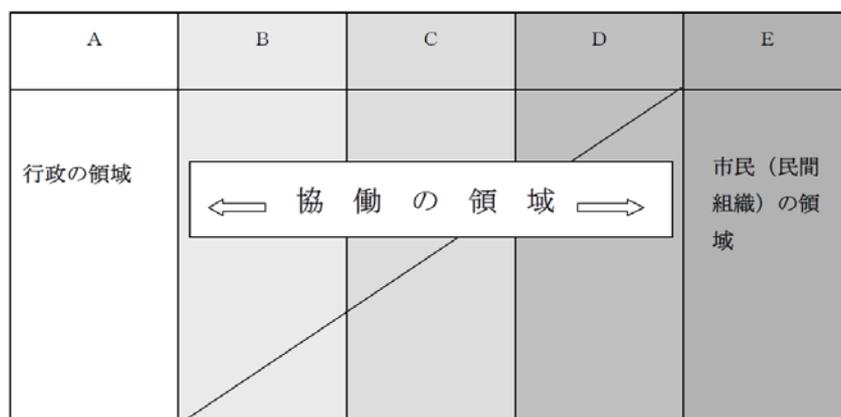
協働し、情報を共有することなどによって行政の透明性が高まります。また、協働によるまちづくりへの理解を深め、様々な主体との実践を積み重ねることにより、新たな事業の実施や既存事業の見直し、組織のあり方などの見直しが行われ、市職員の意識改革や行政の体質改善の契機となり、行政機能の見直しにつながります。

(3) 協働の領域

市民の多様なニーズに対し効果的な公共サービスを提供するには、市民と行政の役割分担が必要です。

協働の領域には、市民と行政とが協働する領域、市民相互に協働する領域、市が実施している施策・事業などの「行政活動」の領域、事業者による社会性や公共性を持つ「市民活動」など、様々な領域が存在します。

協働には様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様ですので、実施や検証を行いながら、協働にふさわしい領域を考えていく必要がありますが、それらの活動の目的や対象が次のとおり重なり合う活動領域が協働に適したものと考えられます。



出典：山岡義典（日本NPOセンター代表理事）作成の図を事務局が加筆

- A：白井市の責任と主体性により独自に事業を行う領域
- B：白井市が主体性を持って行い、市民等が参加・協力して事業を行う領域
- C：双方がお互いの特性を活かし、協力し合いながら事業を行う領域
- D：市民等の主体性をもとに白井市が協力して事業を行う領域
- E：市民等が自発的に責任を持って独自に事業を行う領域

(4) 協働に適した分野や事業

協働が可能な分野としては、福祉や環境、防災などが主な分野として考えられていましたが、それ以外の分野においても可能であると考えられます。今後、協働が可能な分野については、幅広く検討していきます。

	事業の分類	具体例
1	コミュニティの形成や醸成が期待でき、市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等の公共施設の管理運営など。
2	市民が相互に支え合う、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	地域の環境美化活動、高齢者支援事業など。
3	特定分野の専門性など、市民等の特性が十分に発揮され、市との異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談事業、情報提供事業、計画策定事業、調査研究事業など。
4	地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	地域防犯・防災事業、障害者福祉事業、子育て推進事業、コミュニティ施設等の管理・運営など。
5	状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	災害時におけるボランティアコーディネート事業
6	今まで、市が取り組んだことのない先駆的な事業	

(5) 協働の形態

白井市では、様々なまちづくりの主体と行政が行う協働形態は、次に掲げるものを考えています。

市民参加・協働を行う場合、お互いの立場を尊重し、対等な関係で議論を行うとともに、建設的な意見を可能な範囲で事業に反映できるよう工夫し、信頼関係を築いていくことが各形態に共通して重要です。

どの協働形態で実施するのが適切かを判断するためには、その事業の内容や趣旨を協働の主体同士が双方でよく確認しながら、どのような取り組みがより効果的かつ合理的なのかを総合的に判断し、最も効果が期待できる方法を選択することが必要です。

協働の形態

形態	内容	市の該当事業	パートナー
事業委託 (協働型)	市が責任をもって担うべき事業を市民等の特性を活かして、より効果的に実施するため、市民活動団体等に委託します。	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地等の住民管理事業 フラワー街道花の維持管理事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等 地区社協 市民活動団体
事業補助	市民等が行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民自治組織活動補助金 地区コミュニティ活動補助金 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等 地区社協 市民活動団体
共催	市民等と市が共に主催者となって事業を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 児童館事業など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等 地区社協 市民活動団体
後援	市民等が実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等 地区社協 市民活動団体 市民個人
事業協力	市民等と市がお互いの特性を活かし一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働パソコン講座事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等 地区社協 市民活動団体 市民個人
アダプト制度	市民等が公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 白井友の会（自治会） アダプト 530（市民活動団体） ホームック（法人） など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等 地区社協 市民活動団体
政策提言	市民等が持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加推進会議 総合計画審議会 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等 地区社協 市民活動団体 市民個人
情報交換・ 情報提供	市民等と市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用します。	<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策事業 児童虐待防止ネットワーク会議 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等 地区社協 市民活動団体 市民個人
実行委員会	市民等と市が実行委員会や協議会を構成し連携して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとまつり 梨マラソン大会 スポーツフェスタ など 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等 市民活動団体 市民個人

3. 協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割

(1) 市民一人ひとりの役割

市民一人ひとりが、まちづくりの主役であり、様々な協働の主体の原動力です。このプランでは、市民参加条例に基づき「市民」を市内に居住している人をはじめとして、市内で働く人や学んでいる人、公共的・公益的な活動をしている人、市の活動に利害関係を有する人全てを含めて「市民」として扱います。

市民は、地域社会へ関心を持ち、市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、地域活動や市民活動に参加又は協力していくよう努めます。

そうした市民の主体的な参加や活動を通して、協働によるまちづくりを支えていきます。

(2) 地域コミュニティの役割

地域コミュニティとは、自治会や町会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、消防団、PTA、高齢者クラブなど、地縁に基づいて住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集団のことです。

住民の生活に密着した地域コミュニティについては、住民相互の親睦と連携を図り、個人では解決が困難な地域の持つ課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて地域内で補い合うコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりに努めます。

また、地域活動を活性化させるため、女性や若年層の参加、世代間交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。

さらに、地域の課題解決の担い手として、市民活動団体や行政との連携を図り、主体的に協働によるまちづくりを推進します。

① 地域コミュニティの特徴、特性

ア. 住民同士の親睦と絆づくり

自治会や町会をはじめとする地域コミュニティは、地域の住民同士が交流し、親睦を深めるとともに、それぞれの地域に起こる様々な課題の解決を図るなど、住みよい地域社会をつくることを目的に自主的に組織された団体です。

特に自治会や町内会は、会の趣旨に賛同した地域住民であれば、誰でも加入できる地域を包括した基礎的な住民組織です。住民が自主的に運営し、地域住民が安心・安全に暮らすための活動や住民同士の交流による地域の活性化など様々な取り組みが行われており、いざという時に住民同士が助け合える、住民同士の「絆」を育み、コミュニティ意識を醸成する役割を果たしています。

イ. 住民に一番身近なコミュニティ

地域コミュニティには、地域の課題やニーズを把握するなどの情報収集能力があります。また、地域を取りまとめる組織として、住民への地域の情報提供・情報発信を図るなど、住民に一番身近なコミュニティとなっています。

② 地域コミュニティの社会的意義や期待される姿

ア. 地域の特性や資源を活かした地域づくり

それぞれの地域には、その地域独自の特性や自然、観光資源、文化資源などがあります。

地域コミュニティは、そうした地域の特性や地域の資源の価値を見つめ直し、改めて認識するなどの取り組みが必要となります。そうした取り組みを通じて、特色のある地域づくりを行うことが求められています。

イ. 地域課題の解決

地域の抱える課題はそれぞれの時代ごとに変化しています。

地域コミュニティは、その時々で地域の課題を掘り起こし、積極的にその解決に取り組んできたほか、地域の将来や住民のニーズを把握しながら、着実に対応していく力があります。

様々な地域課題の解決に際しては、住民同士でできること、近隣地域や各種団体、学校等と協力して取り組むこと、また、行政等に要望することなどを整理し、連絡調整する主体的な役割を果たしてきました。

また、地域の防災対策や災害など不測の事態にも対応できる団体として期待されています。

ウ. 地域の伝統・文化の継承と創造

各地域には、歴史と伝統のある様々な祭りや行事がありますが、そうしたものを継承することによって、地域に対する誇りと愛着を育んでいます。住民の参加や協力は、地域の連帯感を育み、コミュニティへの帰属意識を高めています。

エ. 公共的活動の主体

「地域における公共的な活動を担う主体」として重要な立場にあり、行政との協働を進めていく上でも、住民への情報提供などにより、さらに透明性のある運営を行ったり、住民が参加しやすい組織づくりを進めたりすることなどが求められています。

地域の中で情報を共有し、問題を提起するなど、行政と連携・協力しながら活動する組織として期待されています。

オ. 地域のとりまとめ役

地域づくりのために地域の様々な力が発揮されやすいように、それぞれをつなぎ、調整するような「地域のとりまとめ役」としての機能が期待されています。

また、地域内での合意形成を図りながら、市の政策に参画することが求められています。

(3) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO）の役割

市民活動とは、「営利を目的としない市民の自発的、自主的な社会貢献活動で、不特定多数の利益である公益の増進に寄与することを目的とする活動」のことをいい、「市民活動を組織的かつ継続的に行う団体」を「市民活動団体」といいます。

NPOなどの市民活動団体は、自らの社会的使命の実現のために、その活動を充実させ、積極的に情報発信し、社会的評価を得られるよう努めるとともに、社会や地域に貢献したいと願う市民に自己実現の場や社会参加の機会を提供することにより、市民活動の推進・拡大を図る必要があります。

また、その活動を活性化・本格化させていくために、組織運営、資金、人材確保などのマネジメント能力の向上など、自立して活動を継続していくための取り組みも必要となります。

さらに、地域課題や社会課題の解決の担い手として、その専門性等を生かして、地域コミュニティや行政等と協力・連携し、主体的に協働によるまちづくりを推進します。

① 市民活動の特徴、特性（学術論文の引用による表として作成予定）

市民活動には、以下の表のような特徴や特性があります。

自主性、主体性：市民自らの価値観に基づいて自主的・主体的に取り組むため、独自に活動することができます。

- 個別性、多様性：行政のようにあらゆる市民に対して必ずしも同じサービスを提供する必要がないため、少数のニーズにも個別、多様に対応することができます。
- 先駆性、開拓性：公平性や平等性、利益追求を考えず、独自の社会的使命（ミッション）をもって活動を展開できるため、行政や事業者が対応できない分野への進出が可能であり、先駆的・開拓的な取り組みができます。
- 柔軟性、機動性：行政のように法律などの制度的な裏づけを必要としないため柔軟に対応できるとともに、事務手続きに時間を要しないため、迅速で機動力のある対応ができます。
- 専門性、提言性：テーマを特化して取り組むことが可能なため、専門性を高めやすい状況にあるとともに、提言性を持っています。
- 地域性、当事者性：市民活動は、市民が地域や社会の課題、要望に気づき、自らが必要性を提起し、又は呼びかけに応じて行動する活動です。地域の課題解決に取り組み、地域ニーズに沿った社会的サービスが提供できるとともに、当事者の視点に立ってきめ細やかな活動を行うことができます。

② 社会的意義や期待される姿

ア. 公共サービスの担い手

市民活動団体は、活動領域や内容が多様なことに加え、組織の形態が縦割りの仕組みに縛られていないという特徴を持っています。

そのため、行政や事業者では十分に対応しきれなかった社会や地域の個別の課題やニーズに気づき、拾い上げ、迅速かつ柔軟に対応することが可能です。

このように市民活動団体は、顔の見える関係を大切にしながら、社会や地域の潜在的課題やニーズを把握することができるため、これからのまちづくりを支える新しい力として期待されています。

イ. まちづくりの推進力

市民活動団体は地域を越えた幅広い市民の声を把握できることから、その活動を通して市民のニーズをまちづくりに反映させることが期待されています。

また、協働によるまちづくりを進めていく上で、行政が設置する各種協議会等に委員として参加・参画するなど施策の検討や事業実施の過程において、お互いが責任を持って、役割分担を行いながら、協力・連携しまちづくりを

進めていくことを期待されています。

ウ. 雇用創出・経済活動への貢献

市民活動団体は、社会の中に新しい事業やマーケット（市場）を創り出すなど、新たな就業機会を生み出す地域社会における社会経済活動の担い手となる可能性をもっており、地域経済の活性化にも力を発揮します。

市民活動が広がり、市民活動団体が組織の充実や事業規模の拡大、活動資金の確保を行っていくことにより、新たな雇用創出の場や経済活動の担い手としても期待されています。

エ. コミュニティ同士の交流・連携

高齢者介護や子育て、防災や防犯など地域には取り組まなければならない様々な課題があります。しかし地域の課題の中には、地域だけでは解決できないものもあります。

そのような課題を解決していくために、市民活動団体はその専門性等を生かして、地域コミュニティや行政とともに、それぞれの特性を理解しながら、力を発揮できるよう協力・連携していく必要があります。

地縁に基づいた地域コミュニティと活動テーマ（中心課題・主題）によるコミュニティである市民活動団体が協力・連携することにより、まちづくりに向けた相乗効果が期待されています。

オ. 市民の社会貢献の機会提供

市民活動は、市民一人ひとりが社会の課題に気づき、自分で考えて行う活動であり、自らの個性や能力を発揮して社会貢献する機会でもあります。

様々な活動テーマによる多くの市民活動団体が存在することにより、多様な社会貢献の機会が提供されます。

(4) 事業者の役割

事業者は、それぞれの地域社会の中で「企業市民」として、共に公共を担う「市民」としての役割があると考えられます。

事業者は、自らが社会貢献活動（CSR）を通じて積極的にまちづくりに参加することもありますし、従業員等に地域活動や市民活動に参加しやすい環境をつくったり、活動に対して助成や寄付、物的な支援を行ったり、専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開することが考えられます。

地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図りながら、地域コミュニティ活動や市民活動への参加や側面的な支援を行うなどの社会貢献活動を通じて協力することによって、協働によるまちづくりの推進に寄与します。

今後、事業者は、地域社会を支える公共の担い手としての役割が増してることが予想されます。

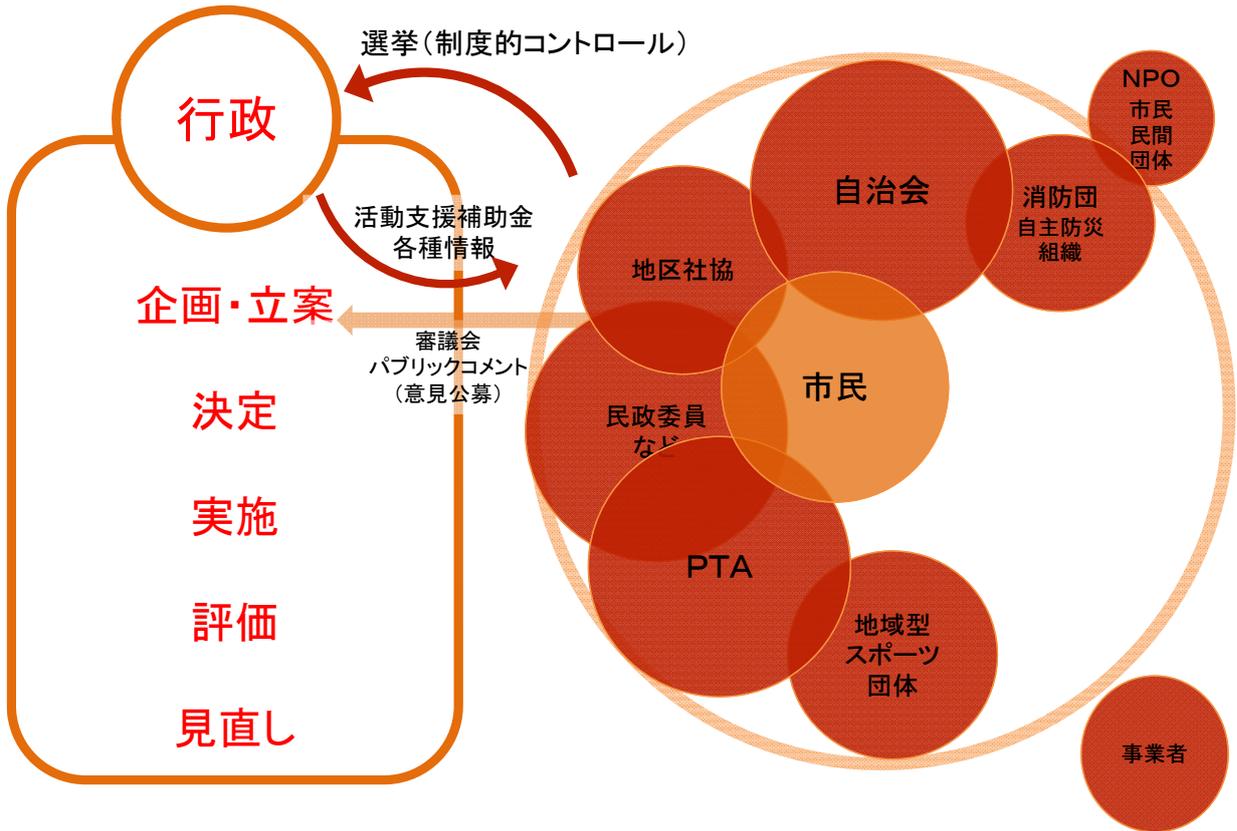
(5) 市の役割

市は、市民参加・協働によるまちづくりに積極的に取り組むこととし、広く情報を発信し、市民、市民活動団体、事業者の意見を聴き、行政への参加を促進します。

また、市民、市民活動団体、事業者の社会貢献活動を促進するため、市民が活動しやすい基盤・しくみを整備します。

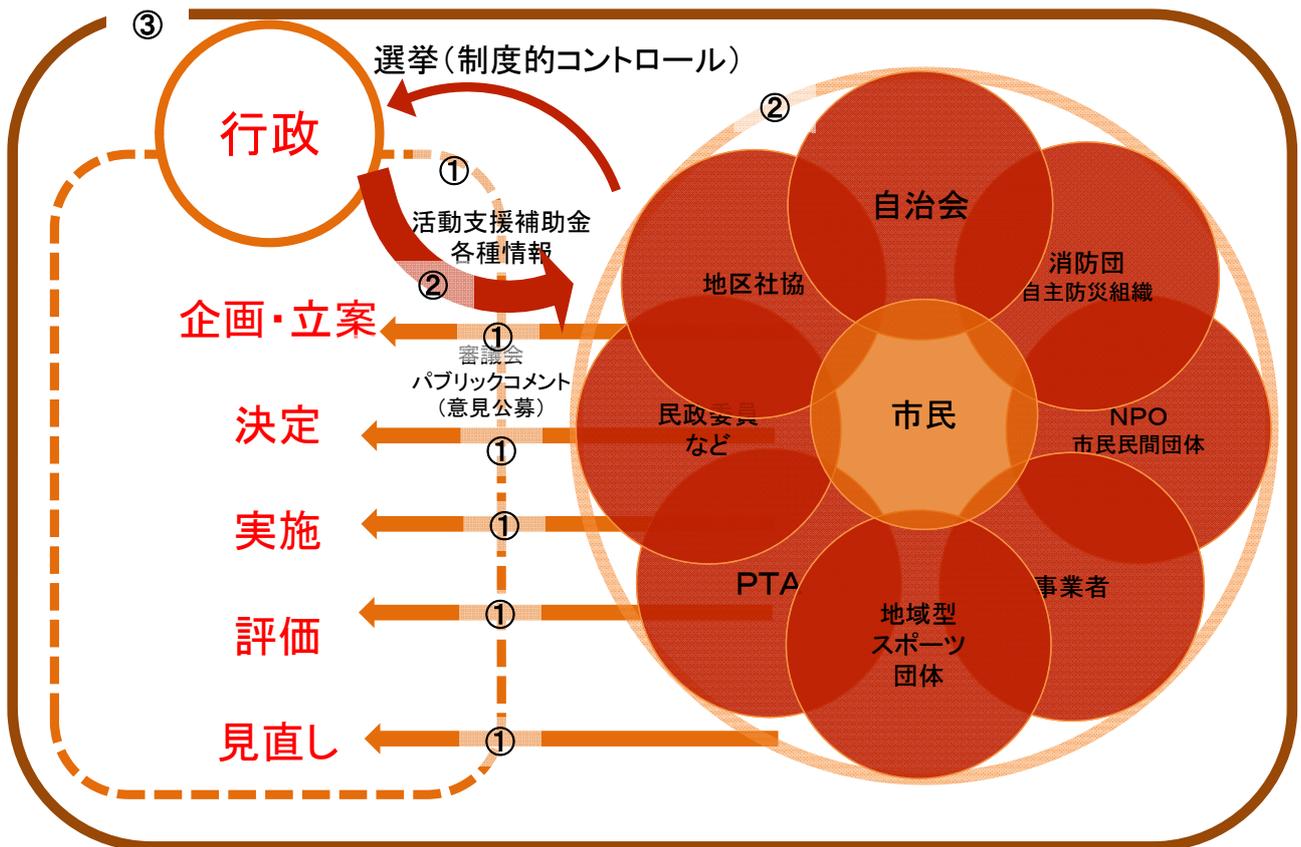
職員の意識改革を図り、各課において市民参加・協働の事業が展開できるよう事業内容を見直すとともに、市民参加・協働のコーディネーターとして市民、市民活動団体、事業者の活動を支援していきます。

現在の地域と行政のモデル

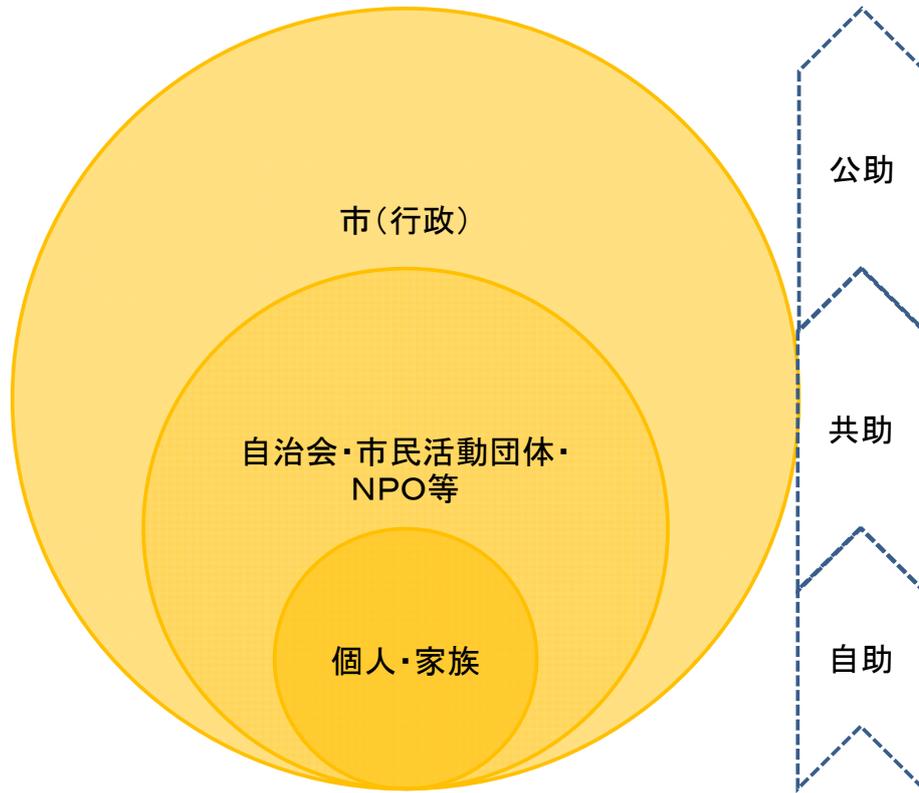


将来目指す地域と行政のモデルの1つの形

- ①行政の風通しを良くする
- ②団体の連携を高め、地域を豊かにする
- ③このモデルを維持して更に拡大するためのしくみをつくる

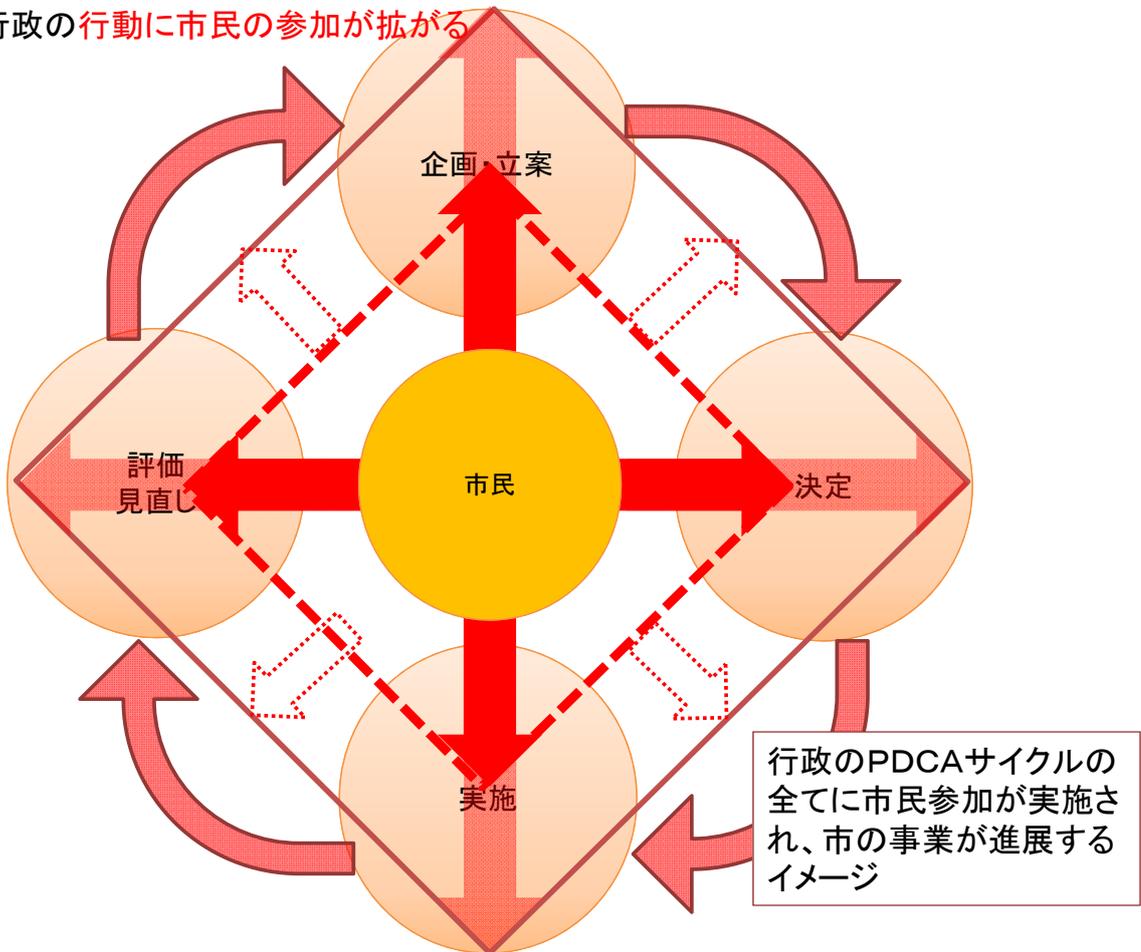


市民参加・協働のモデル

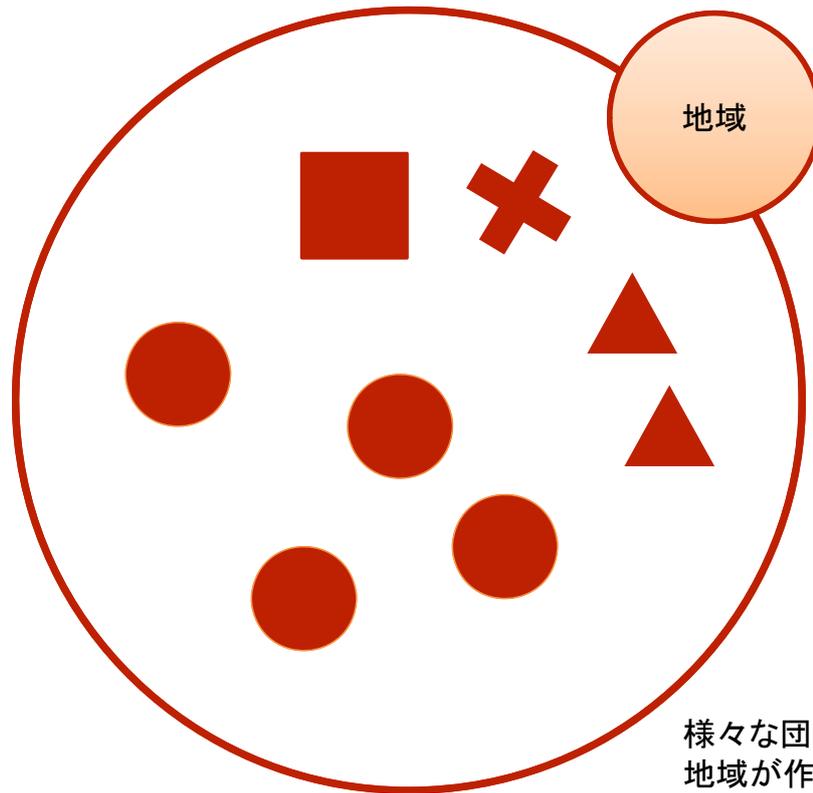


個人(家庭)が自立した生活を送ることを基本として、援助の必要な身近な課題は、地域や社会的な使命を持った市民活動が支え、これらの活動では解決の難しい課題や非効率なものについては行政が担うまちづくりのイメージ

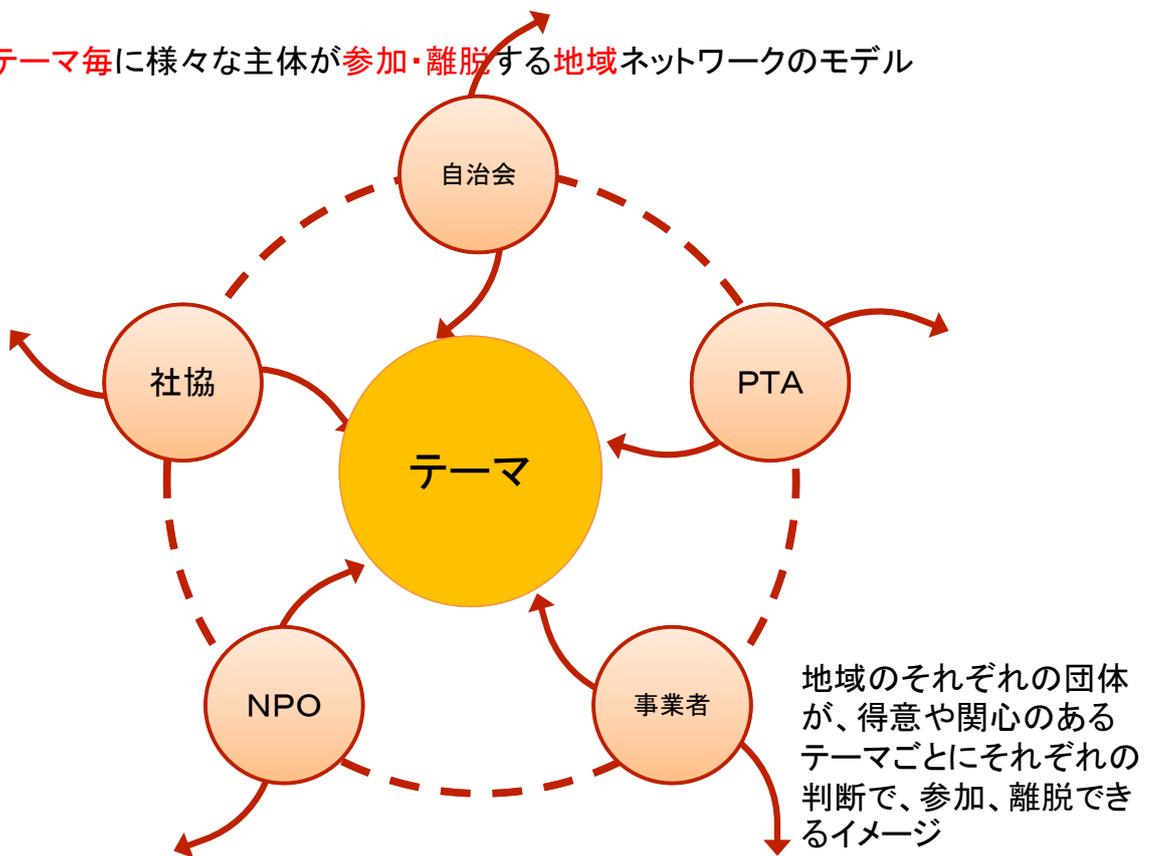
① 行政の行動に市民の参加が広がる



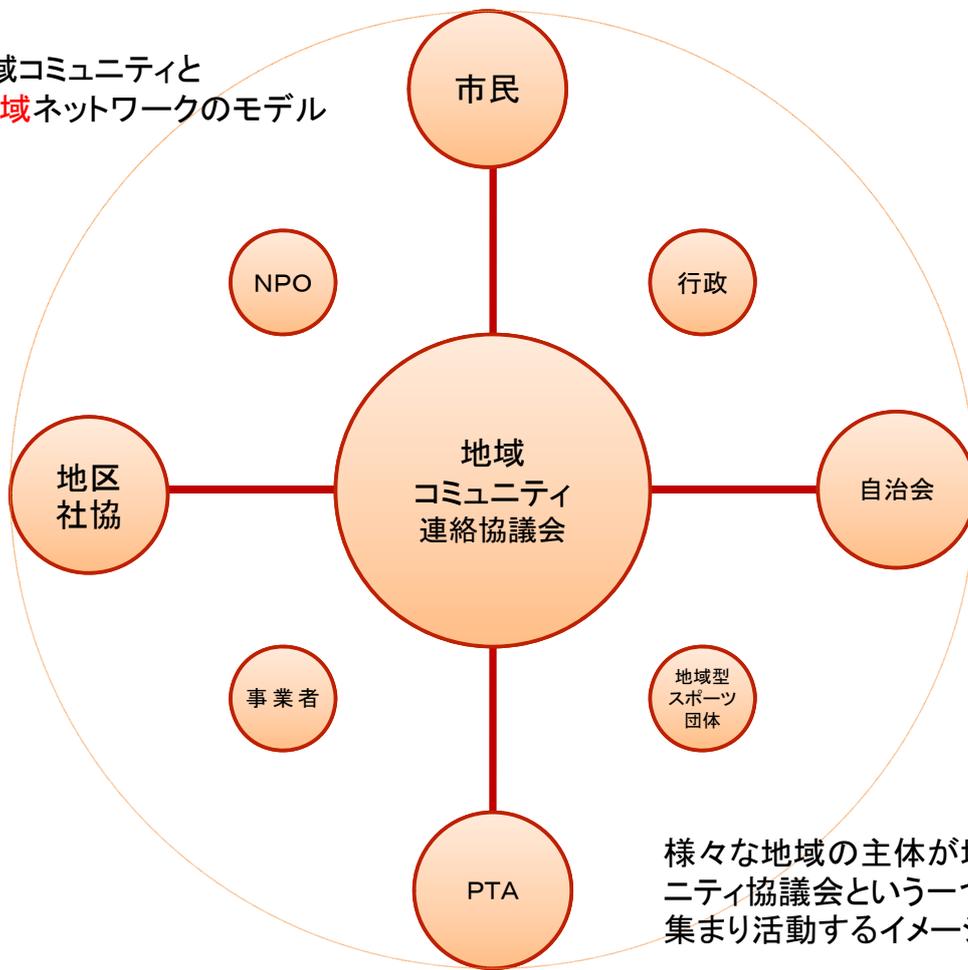
② 多様な主体が混在して参加する地域ネットワークのモデル



② テーマ毎に様々な主体が参加・離脱する地域ネットワークのモデル



②地域コミュニティと
地域ネットワークのモデル



② 重なりあう地域ネットワークのモデル

